

報告第 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日

提出者 足立区長 鈴 木 恒 年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成16年2月19日	557,380円		平成15年8月15日、足立区保木間一丁目1番先の国道4号線において、交差点を右折しようとした清掃車が、急停止した前方車両の後部に追突し、相手方に頸椎挫傷等の損害を与えた。